

茨城工業高等専門学校技術教育支援センター管理運営会議規則

〔平成17年4月1日
制 定〕

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城工業高等専門学校技術教育支援センター規則第6条第2項の規定に基づき、技術教育支援センター管理運営会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 技術教育支援センター（以下「センター」という。）及び実習工場の管理運営及び業務計画に関すること。
- (2) センターの研究技術指導に関すること。
- (3) センター技術職員の教育・研修に関すること。
- (4) 茨城工業高等専門学校中期計画検討委員会規則第2条第2号に規定する年度計画の検討及び改善に関すること。（他の委員会等に属するものを除く。）
- (5) 茨城工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則第2条第3号別表1の点検・評価方法欄に記載された事項の実施・改善に関すること。（他の委員会等に属するものを除く。）
- (6) その他センターの運営に必要と認められること。

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 教務主事補 1人
- (3) 各専門学科から選出された教員（前2号に掲げる教員の当該学科を除くことができる。）各1人
- (4) 総務課長及び学生課長
- (5) 技術長
- (6) その他校長が必要と認めた者

2 前項に掲げる委員は、校長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第8号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 センター長は、会議を招集し、その議長となる。

2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代行する。

(定足数及び議決方法)

第5条の2 会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(連絡会)

第7条 会議に、センターの業務を円滑に遂行するため、センター連絡会（以下「連絡会」という。）を置き、次の各号に掲げる事項を企画調整する。

- (1) センターの月間及び週間の職務計画書作成に関すること。
- (2) センターの日常業務の連絡調整に関すること。
- (3) センター技術職員の業務能力の向上に関すること。
- (4) その他センターに必要な事項に関すること。

- 2 連絡会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) センター長
 - (2) センターの技術職員
- 3 センター長は、連絡会を招集し、その統括者となる。
(事務)

第8条 会議の事務は、センターにおいて処理する。

- 2 連絡会の事務は、センターにおいて処理する。
(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、会議及び連絡会の運営に関し必要な事項は、会議及び連絡会が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月19日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年8月9日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。